

# 沖縄県国土利用計画審議会条例

昭和49年10月21日条例第36号  
〔沿革〕平成11年12月27日条例第42号 改正

(趣 旨)

**第1条** この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

**第2条** 法第38条第1項に規定する審議会の名称は、沖縄県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）とする。

(組 織)

**第3条** 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命又は委嘱する委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命又は委嘱する。

4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるとき、特別委員会を置くことができる。

(任 期)

**第4条** 前条第1項の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議会が修了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

**第5条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会 議)

**第6条** 審議会は、会長が召集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補 則)

**第7条** この条例に定められるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。